

いじめ問題対応の基本方針

<段階とポイント>

○いじめが発見されていない段階
「未然防止の取り組み」推進

○いじめが発見されてから

1 いじめの発見と報告

「迅速に、誠実に速対応」
「報告・連絡・相談」の徹底
「確実な記録・報告」

2 情報収集による全体像の把握と対応の検討

「事実と気持ちを正確につかむ。」
「具体的に動ける対応策を検討する。」
「確実な記録・報告」

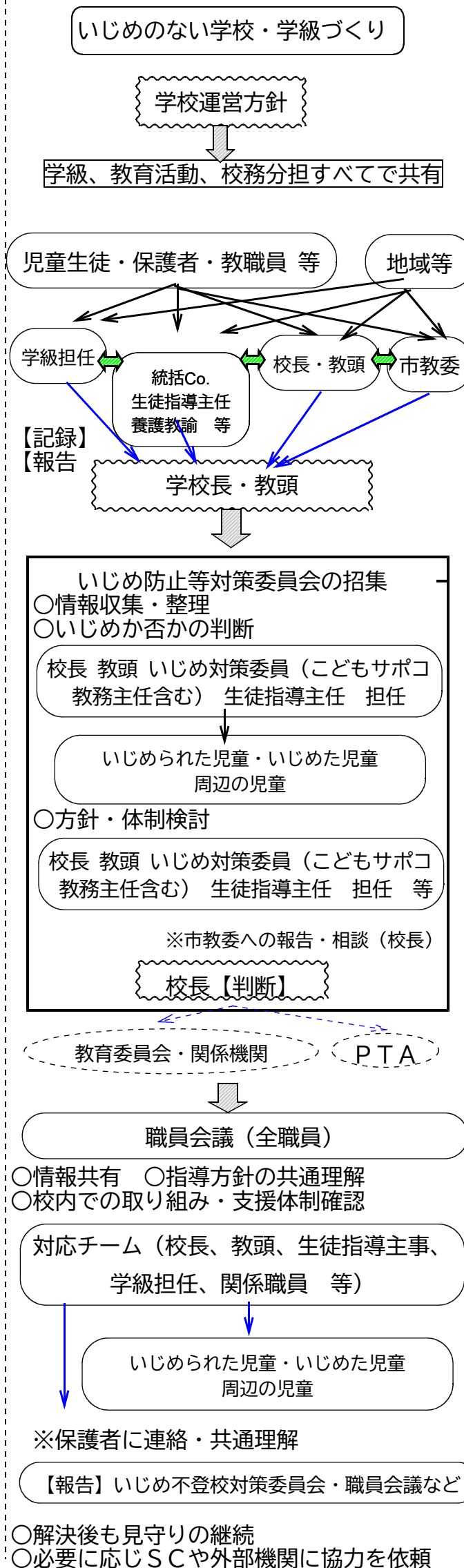
3 支援・指導方針の一致と保護者との協力

「学校の方針としてぶれない対応」
「保護者の理解と協力を得られる対応」

4 解決へ見守りの継続

「ケアとフォローの実施と継続」

<対応フロー>



<具体的な指導・対応事項>

○人権教育の推進と、いじめの有無の掌握、対策
 ・児童の心の教育・人権教育
 ・相談週間・いじめアンケート
 ・PCやSNS使用におけるモラル指導
 ・QU、チェックシート等児童の把握
 ・全職員による児童の日常の様子把握
 ・相談先の紹介 (学校相談窓口、育ちあいちの)

・訴えを受け、職員は親身に傾聴。
 ・発見した職員は、校長・教頭・学級担任に報告。
 ○校長は、対策委員会を招集し、委員会において、いじめか否かの判断を行う。

○校長は、「いじめ防止等対策委員会」など関係職員を招集し、いじめられている児童を守ることの指示を徹底
 ・初期対応の指示

○情報収集及び整理
 ・対応チーム職員が分担し、複数で児童への聞き取りを実施。事実と気持ちを分けて聞く。
 <分担例>
 いじめられた児童→担任・養護教諭
 いじめた児童→担任・生徒指導主事
 周囲の児童→関係職員等
 ・聞き取った事実を照らし合わせ、いじめの構造を把握

※対応チームは児童の状況や事案に応じて柔軟に編成
 ※「いつ、誰が、誰に対して、何を、どのように」等整理して記録する。記録用紙使用

○指導方針・体制の検討
 ・指導方針等を検討し、校長は関係職員に対応を指示 (いつ、誰が、何を)
 ・保護者と丁寧に連絡を取り、連携
 ・学校長は、必要に応じて、PTA・教育委員会、育ちあいちのなどの関係機関や、SC等の専門家に連絡し連携

○職員会議を招集
 ・状況を共有し、支援・指導方針を確認
 ・いじめ解消、児童の人間関係修復に向けた手だてを講じる。

○チーム体制での指導・支援・ケア
 ・対応チームが分担して保護者に連絡し、支援・指導方針を連絡。
 ・全職員で当該児童の学校生活を見守り、共通理解のもとに、いじめられた児童、いじめた児童等に対する支援・指導及びケアに当たる。
 ・学校長は、必要に応じて特別委員会を招集する。

○いじめが解決したかは、いじめ対策委員会にて検討し、校長が判断する。3ヶ月何も起こらない 本人家族に聞く

○解決後も見守りの継続
 ○必要に応じSCや外部機関に協力を依頼